

こんにちは。今回の一般質問は、一人一人が尊重されるまちづくりについてというテーマで質問いたします。

(1)、多様な性と生を尊重することについて。

2015年、渋谷区、世田谷区でのパートナーシップ制度創設以来、2022年2月には都道府県レベルで6つ目の青森県でもパートナーシップ制度がスタートし、制度導入自治体は150を超えました。人口でいうと、約半分、50%ほどをカバーするところまでになっています。パートナーシップ制度は、自治体が証明書を発行するなどして、同性カップルなどを承認する仕組みです。公営住宅の入居、あるいは職場での福利厚生制度の利用などが想定されています。病院での面会や手術同意、賃貸住宅への入居等に利用できるかは、それぞれによる状況です。一方で、民間会社での携帯電話の家族割サービスの対象とか、保険金の受取人に指定するといったような様々な取組が進んできています。承認を受けた場合でも、法的拘束力はなく、法定相続人等にはなれません。しかし、公にその関係性が認められることに意味があると捉える人たちもいます。

ア、東京都パートナーシップ宣誓制度について。

東京都は、2月14日にパートナーシップ宣誓制度を創設するとし、素案を公表し、3月14日までの間、パブリックコメントを募集しています。

質問1、都のパートナーシップ宣誓制度について、どのような内容かを把握しているでしょうか。その概要についてお伺いします。

質問2、都のパートナーシップ宣誓制度創設に至る今後のスケジュールについて、把握していることについてお伺いします。

質問3、都の制度創設に関わる三鷹市への影響はどのようなものであるかについてお伺いします。

イ、三鷹市職員における多様な性の尊重について。

企業では、社員の福利厚生に関し、多様性尊重と差別解消の観点から、同性のパートナーに対し、法律婚と同等の福利厚生を認める事例が出てきています。

質問4、市の職員で、都のパートナーシップ宣誓制度を活用し、市の福利厚生等を求めてきた場合に対応が可能なのかについてお伺いします。

質問5、率先行動として、市の職員の福利厚生について対応できるよう制度を改正すべきです。市長の見解をお伺いします。

ウ、三鷹市のパートナーシップ制度創設について。

三鷹市男女平等参画条例第8条、何人も男女の性別を理由とする差別的取扱いをしてはならないとしており、性的指向の差別解消に向けた取組について、市独自でも取り組むべきです。

質問6、都の制度創設によっても、市独自の対応が求められる諸課題はどのようなものがあるかについてお伺いします。

質問7、市独自でパートナーシップ制度を創設することについて、市長の見解をお伺いします。

次に、(2)、子どもの多様な学びと育ちを尊重することについて質問いたします。

2020年度、小・中学校での長期欠席者は全国で28万7,747人、そのうち不登校の児童・生徒数は19万6,127人であることが文部科学省調査で明らかになりました。学校に行けない子どもたち、いわゆる不登校の子どもたちの学びと育ちをどのように保障していくのかが問われています。

ア、適応支援教室A-Roomについて。

最初に、三鷹市の不登校の子どもたちが通える適応指導教室A-Roomの現状と課題についてお伺いします。

質問8、三鷹市における不登校の子どもたちの人数は何人でしょうか。

質問9、A-Roomに利用登録している児童・生徒の人数、平均出席率、学校復帰・登校再開率、卒業後の進路についてお伺いします。

質問10、2年間の実践の成果と課題についてお伺いします。

イ、多様な学びと育ちを尊重することについて。

教育機会確保法ができて5年たちました。学校以外の場において、多様で適切な学習活動の確保、子どもたちの学ぶ権利の確保はできているでしょうか。学校に行けなくなった子どもたちに、学校復帰が前提ではない、自分らしい自分を発見し、自立していくための居場所のような場は確保されているでしょうか。学校外での無償普通教育の保障が重要な課題と考えます。

質問11、民間のフリースクール等に通う子どもたちの人数やどのようなところに通っているかをお伺いします。

質問12、民間フリースクール等に通う子どもたちへの交通費等の経済的支援も含めた支援策を検討すべきです。市長の見解をお伺いします。

質問13、同じことについて、教育長の見解をお伺いします。

つながりのない子どもたちへの支援について。

A-Roomにつながっている子どもたちは、不登校、長期欠席と分類されている子

どもたちのうちのごく一部です。フリースクール等に通っている子どもたちは出席扱いになっているはずですが、すなわち、どこにもつながっていない長期欠席の子どもたちが三鷹には100人以上いるのではないかというふうに思います。

質問 14、不登校でどこにもつながっていない子どもたちへの支援は、どのようなことを行っているのか、現状をお伺いします。

質問 15、不登校の子どもたちが通い学べる居場所は、市内に適応支援教室、民間フリースクールのほかにどのようなところがあるか、お伺いします。

質問 16、多様な学びと育ちを尊重するために、自由に遊び学べるフリースクールの機能や児童館機能、プレーパーク機能を持つ居場所を市内各地に配置することが必要です。市長の見解をお伺いします。

質問 17、同じことについて、教育長の見解をお伺いします。

次に、(3)、東京外郭環状道路事業における住民の暮らしの尊重について質問いたします。東京外郭環状道路事業に関する連続第21回目の質問となります。

2020年10月18日の調布市市街地道路の陥没事故を受け、国交省が開催していたシールドトンネル技術検討委員会がシールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドラインを策定したのは、昨年12月17日の委員会開催後でした。1週間後の12月24日の東京外環トンネル施工等検討委員会において、再発防止対策が確認されたとして、大泉ジャンクション及び中央ジャンクションにおいて、シールドマシン工事について細心の注意を払って行っていくことが確認されました。これを受けて、1月26日、29日の2回にわたり、中央ジャンクション北側ランプシールドトンネル工事再発防止対策及び今後の対応などに関する御説明が、国土交通省、NEXCO東日本、NEXCO中日本の事業者によって開かれました。中央ジャンクションの事業用地内で2基のランプシールドマシンの掘削を行うと説明がされました。

ア、中央ジャンクションのシールドマシン掘削再開における安全性の確保について。

市長は、これまで一貫して、安全が確認されなければ再開は認められないという旨の答弁をしてきています。住民の暮らしを尊重する基礎自治体としては当然のことだと考えます。

質問 18、今回の中央ジャンクション事業用地内でのシールドマシン掘削再開について、どのように安全を確認したのか、お伺いいたします。

質問 19、事業者の言うことをうのみにしないと今までもしてきましたが、どのような検証を行ったのかをお伺いいたします。

質問 20、市の検証・確認事項について、いつ、どのような形で住民に説明するのかについてお伺いいたします。

イ、「再発防止対策」の妥当性について。

本年1月17日、調布市陥没地域の被害住民らは緊急シンポジウムを開催しました。報道によると、出席した専門家らは、事故調査報告は信憑性が薄く、陥没事故の原因は気泡材が主因だと主張したと報じられました。

質問 21、緊急シンポジウムについて内容を把握しているかをお伺いします。

昨年3月に策定されたトンネル施工等検討委員会有識者委員会報告書については、住民の被害聞き取りが不十分であると考えます。それに基づく再発防止対策も不十分であるとしか言いようがありません。

質問 22、住民の安全を確保するために、市としての検証が必要です。市長の見解をお伺いします。

ウ、中央ジャンクション工事の今後の見通しについて。

中央ジャンクションは、広大な事業用地で幾つもの工事が同時並行して進められてきています。現在は、表面的には大きな重機が動かず、またダンプトラックの出入りも減少しており、工事が終了したかに見えます。

質問 23、中央ジャンクション工事は、完成予想図からすると、どの程度の工事が完了し、今後どのような工事が施工予定なのかについてお伺いします。

質問 24、最終的な工事完成予想図と、終了、施工中、未発注等の現状が分かるような図を作成し、周辺住民に説明すべきです。市長の見解をお伺いします。

質問 25、今後のスケジュールを含めた工事の最終的な見通しを明示して、周辺住民へ説明すべきです。市長の見解をお伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。自席での再質問を留保します。御答弁よろしくお願ひいたします。